

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

東京都渋谷区東 1 - 2 6 - 2 0
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡伸一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 3 3 2 2)
問合せ先
管 理 部 長 松 浦 孝 暢
電 話 番 号 0 3 - 5 4 6 9 - 7 3 0 0 (代 表)

取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対するストックオプション報酬額およびその内容についての承認を求める議案を、平成29年6月29日開催予定の当社第20回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 議案提案の理由

当社取締役に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、下記Ⅱ. に記載の内容により新株予約権を発行することのご承認をお願いするものであります。

Ⅱ. 議案の内容

1. 報酬等の額

当社取締役に対する報酬の額は、平成14年6月27日開催の第5回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠で、取締役に対する報酬等として年額40,000千円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を付与することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての報酬の額は、割り当てる新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

本議案の対象となる取締役は現在4名です。

2. ストックオプションとして付与する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役（社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式50,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数を変更することが適切な

場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

500個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社取締役が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、当該新株予約権発行の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価格は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、当社が新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合併等の条件を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から8年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上